

網走市宿泊税 特別徴収事務の手引

令和7年（2025年）12月

網走市税務課市民税係

目 次

第1章 宿泊税について

1	宿泊税の目的と使途	1
2	宿泊税の徴収方法	1
	(1) 特別徴収制度	1
	(2) 特別徴収義務者	1
	(3) 北海道宿泊税について	1
3	e L T A Xによる電子申告・納付	2
	(1) 利用届出について	2
	(2) 電子申告について	2
	(3) 電子納付について	2
	(4) 申告納入以外の申告・申請等について	3

第2章 宿泊税の仕組み

1	宿泊税の手続きの流れ	4
2	課税客体・納税義務者	5
	(1) 宿泊とは	5
	(2) 宿泊者	5
3	宿泊料金	5
4	税率	6
5	課税免除	6
	(1) 修学旅行等に伴う宿泊の課税免除について	6
	(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除について	6

第3章 特別徴収義務者の登録等

1	特別徴収義務者の登録	8
	(1) 登録事項の申請	8
	(2) 登録後の通知	8
2	登録事項の変更等	11
	(1) 登録事項の変更申請	11
	(2) 経営休止・再開の届出	11
	(3) 経営廃止の届出	11
3	申請書等の添付書類及び提出期限	12

第4章 宿泊税の申告納入

1	申告納入	13
(1)	申告納入期限	13
(2)	宿泊税納入申告書	13
(3)	宿泊税の納入について	14
2	納入義務の免除・還付	20
(1)	納入義務の免除	20
(2)	申請の手続	20
(3)	還付	20
(4)	還付金の充当	20
(5)	納入義務免除・還付を受けようとする方	20
3	更生の請求	20
(1)	更正の請求とは	20
(2)	更正の請求ができる期間	21
(3)	請求の手続	21

第5章 適正な申告納入のために

1	帳簿等の記載・保存	22
(1)	帳簿・書類の記載・保存	22
(2)	帳簿保存期間	22
(3)	書類保存期間	22
(4)	電磁的記録による保存等	22
2	調査	23
3	更正・決定	23
4	加算金	23
(1)	過少申告加算金	23
(2)	不申告加算金	23
(3)	重加算金	24
5	延滞金	24
(1)	納入期限後の延滞金	24
(2)	更正・決定に係る延滞金	24
6	審査請求	25
(1)	審査請求の対象となる処分	25
(2)	審査請求のできる期間	25
(3)	手続	25

第6章 その他

1 領収書等への表示	26
2 宿泊税特別徴収義務者交付金	27
(1) 交付の目的	27
(2) 交付対象期間及び交付時期	27
(3) 交付の基準及び交付率	27
(4) 口座振替の申請書	27
3 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先	27

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

網走市が課す宿泊税は、持続可能な観光の振興を図るまちづくりの費用に充てるために、令和8年4月から導入する法定外目的税です。

宿泊税の使途（施策）の主なものは、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり、受入環境の充実などです。

2 宿泊税の徴収方法

（1）特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、網走市内に所在する、旅館、ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業を営む施設（以下これらを「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、網走市が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊税を徴収し、網走市へ申告納入していただきます。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。

（2）特別徴収義務者

旅館業法第3条第1項の許可又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした宿泊施設の経営者の方が該当します。

ただし、これ以外の方でも宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（全面的に経営を委託している場合など）には、その方が特別徴収義務者となることがありますので、事前に税務課市民税係へお問い合わせください。

旅館業法の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設において、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行っている場合は、それ自体が違法な状態ですので、速やかに必要な許可を受け、又は届出を行い、宿泊税の特別徴収義務者の申請を行ってください。

※ 特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。

（3）北海道宿泊税について

北海道宿泊税に係る申告納入等については、市宿泊税と併せて網走市にしていただくことになります。

3 eLTAXによる電子申告・納付

eLTAX（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

eLTAX対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用してすることで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「Pcdesk」（DL版又はWeb版）を利用してことで電子納付が可能となります。具体的な操作方法等についてはPCdeskNext特設ページをご覧ください。

eLTAX のホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>



PCdeskNext 特設ページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>



eLTAX のよくある質問 : <https://eltax.custhelp.com/>



eLTAX 利用時間 : 8 時 30 分から 24 時まで

※ eLTAX 利用時間について、時期により変動することがあります。詳しくは eLTAX のホームページの運転スケジュールをご覧ください。

(1) 利用届出について

eLTAXから電子申告・電子納付を行うためには、「Pcdesk」（DL版又はWeb版）から申告を行う施設ごとに利用届出を行い「利用者ID」の取得が必要です。

※ 本人確認のため、マイナンバーカードや、法人の商業登記電子証明書などの電子証明書が必要です。マイナンバーカードなどのICカードを使用するためには、別途ICカードリーダが必要になります。

(2) 電子申告について

「PCdeskNext」から電子申告してください。申告期限は「第4章 宿泊税の申告納入」をご確認ください。

(3) 電子納付について

電子納付とは、納税者や特別徴収義務者がインターネット等を利用して地方公共団体へ税金を電子的に納付・納入する仕組みです。

「PCdesk」から、ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードにより電子納付することができます。納付期限は「第4章 宿泊税の申告納入」をご確認ください。

(4) 申告納入以外の申告・申請等について

「PCdeskNext」から以下の手続きについて、eLTAX を利用して行うことができます。

様式名	eLTAX で手続を行う際に選択する手続名	手続概要
特別徴収義務者登録申請	【第3号様式】宿泊税特別徴収義務者登録申請書	新しく宿泊施設の経営を開始し、特別徴収義務者としての登録を行う場合の手続
登録事項変更申請	【第5号様式】宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書	特別徴収義務者としての登録事項を変更する場合の手続
経営休止・経営再開届出	【第6号様式その1】宿泊税に係る宿泊経営休止・経営再開届出書	宿泊施設を休止、再開する場合の手続
経営廃止届出	【第6号様式その2】宿泊税に係る宿泊経営廃止届出書	宿泊施設の経営を廃止する場合の手続
納入義務免除・還付申請	【第7号様式】宿泊税還付・納入義務免除申請書	宿泊者から宿泊税を受け取ることができなかったことについて正当な理由がある場合などに、納入義務の免除又は還付を申請する場合の手続
更正の請求	更正請求書	計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告したときで、更正の請求をする場合の手続
特別徴収義務者交付金振込口座の申出	口座振込依頼書	特別徴収義務者交付金を振り込む口座を指定する際の手続

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

① 宿泊施設の経営を開始する前に

- ・旅館業法の許可
- ・住宅宿泊事業法の届出

eLTAX（電子申告）を利用する場合



② eLTAXの利用届出

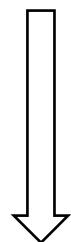
eLTAXの利用に関する手続きを実施



③ 特別徴収義務者の登録申請

経営開始日の5日前までにeLTAXを利用して網走市に特別徴収義務者登録申請書を提出

eLTAX（電子申告）を利用しない場合



経営開始日の5日前までに網走市に特別徴収義務者登録申請書を提出

※ 令和8年4月1日時点ですでに宿泊施設の経営を行っている方については、令和8年4月6日（月）までに網走市に特別徴収義務者登録申請書を提出していただく必要があります。



④ 宿泊（契約）があったら

宿泊者から宿泊税を徴収



⑤ 宿泊税を徴収したら

申告納入期限までにeLTAXを利用して網走市に納入申告書の提出及び電子納付を実施

申告納入期限までに網走市に納入申告書を提出し、納入書により金融機関窓口で納入

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊です。

（1）宿泊とは

「宿泊」とは、一般的には寝具を使用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取り扱うものが「宿泊」となります。

【課税対象となる「宿泊」の判断基準】

- 1 宿泊施設が宿泊者との契約行為において「宿泊」として取り扱っているか。
- 2 1以外の場合で、日をまたぐ6時間以上の就寝を伴う行為であるか。
- 3 旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義（※）に該当するか。
※ 旅館業法の許可が必要な宿泊（次の4項目全て該当するもの）
 - ① 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
 - ② 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている）
 - ③ 繼続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている）
 - ④ 生活の本拠でない（使用期間が1ヶ月未満、又は1ヶ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

（2）宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいうものであり、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が「宿泊者」となります。

3 宿泊料金

宿泊料金とは、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して、その対価又は負担として支払うべき金額から、次に掲げる額を除いた金額をいいます。

【宿泊料金に含まれないもの】

- 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
- 会議室の利用料、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- 消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税
- 自動車（送迎）料、駐車料金
- 自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等
- 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

「宿泊料金」には、いわゆる宿泊料のほか、その名称にかかわらず、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代及びサービス料、奉仕料等を含みます。

4 税率

北海道宿泊税の税率は、1人1泊の宿泊料金に応じて変わるので、網走市宿泊税と合わせると次のとおりとなります。

宿泊料金（1人1泊）	道税率	市税率	計
2万円未満	100円	200円	300円
2万円以上5万円未満	200円	200円	400円
5万円以上	500円	200円	700円

5 課税免除

（1）修学旅行等に伴う宿泊の課税免除について

市では、修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。

○ 課税免除の対象となる学校行事等は、修学旅行やその他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。

○ 課税免除の対象者は幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園、保育所（保育所型認定こども園含む）、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）が行う修学旅行等に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者です。

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。

○ 学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出があった場合は、記入漏れ等がないかを確認の上、受け取ってください。

○ 「修学旅行等であることの証明書」については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

（2）外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除について

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等

に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

ア 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

イ 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

ウ 申請の手続き

課税免除の手続きについては、外国大使等より宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

【修学旅行等であることの証明書の見本】

修学旅行等であることの証明書	
宿泊日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~ 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (<input type="text"/>)泊
活動の種類	<学校> ※全体又は学年を単位として実施されるもの <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他学校行事 (<input type="text"/>)
	<保育書等の施設> ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとに実施されるもの(対象者は満3歳以上の幼児に限る。) <input type="checkbox"/> 行事 (<input type="text"/>)
	宿泊施設名 <input type="text"/>
課税免除となる宿泊入数(※) <input type="text"/>	
備考 <input type="text"/>	
※ 課税免除となる宿泊入数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に参加している方及び引率の方が含まれます。 引率の方とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。	
上記の宿泊については、網走市宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に該当するものであることを証明します。	
年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
学校等の種類	所在地 <input type="text"/>
	学校名 <input type="text"/>
	又は 施設名 <input type="text"/>
	<input type="checkbox"/> 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
	<input type="checkbox"/> 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園】 幼保連携型認定こども園
学校長名 又は 施設長名 <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業又は事業所内保育事業】 家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業、事業所内保育事業
	<input type="checkbox"/> 【児童福祉法第39条に規定する保育所】 保育所(保育所型認定こども園含む)
	本証明書は、宿泊施設に提出してください。

第3章 特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者の登録

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。これは、網走市が宿泊税に係る事務を行うに当たって、特別徴収義務者の宿泊施設の状況を適確に把握しておく必要があることから、令和8年4月1日時点ですでに宿泊施設の経営を行っている方を含め、全ての宿泊施設が特別徴収義務者として登録していただくものです。

（1）登録事項の申請

特別徴収義務者の登録はeLTAXの入力フォームから申請してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、市のホームページから「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（第3号様式）」をダウンロードしていただき、税務課市民税係に提出してください。

※ 北海道の宿泊税については、網走市の宿泊税と併せて、市に申告納入していただくため、北海道に対しての手続きは必要ありません。

※ 各手続きは原則、宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）に行ってください。

ただし、同一敷地内で複数施設を経営している場合（別邸等）や、経理上区分できない場合などはまとめて提出できる場合がありますので、税務課市民税係にご相談ください。

※ 特別徴収義務者登録がなくても、宿泊税が発生した場合には、特別徴収義務者の登録をしていただくとともに、発生した宿泊税を申告・納入する義務があります。

（2）登録後の通知

登録が済みましたら「宿泊税特別徴収義務者登録通知書（第4号様式）」を送付させていただきます。

この通知は、網走市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する書面にもなりますので、大切に保管してください。

【電子申請の場合】↓ PCdesk Next ログイン画面



【紙申請の場合】

宿泊税特別徴収義務者登録申請書										
特別徴収義務者	住所(所在地) 網走市〇〇条西〇〇丁目									
	フリガナ 加'リガ イヤ ア'リウ 氏名(名称) 株式会社 網走市				フリガナ ア'リウ 外ウ 代表者の氏名 網走 太郎					1
	個人番号又は法人番号		9	9	9	9	9	9	9	9
宿泊施設の営業許可	住所(所在地) 網走市〇〇条西〇〇丁目			フリガナ 氏名(名称)			フリガナ 代表者の氏名			
	〔法人にあっては〕 〔代表者の氏名〕			ア'リウ イヤ ア'リウ 株式会社 網走市			ア'リウ 外ウ 網走 太郎			2
	種別		1. ホテル	2. 旅館	許可等番号		○保環許可(旅)第〇号			
	3. 簡易宿所 4. 民泊									
宿泊施設	所在地		網走市〇〇条西〇〇丁目							
	フリガナ 名称		ア'リウマハノホル 網走うまいものホテル							
	概要		床面積 3,000 m ²	地上 10 階	地下 2 階	客室数 100 室	収容人数 500	3		
	経営開始(予定) 又は指定通知を受けた年月日		令和8年 4 月 1 日							
共同事業者	住所(所在地)									
	フリガナ 氏名(名称)		フリガナ 氏名(名称)			フリガナ 代表者の氏名				
	〔法人にあっては〕 〔代表者の氏名〕									
この登録申請に応答する 者の氏名及び電話番号		株式会社 網走市 総務部総務課 網走 次郎 (電話番号 0152-45-6789)								5
この登録申請に係る関係 書類の送付先		網走市〇〇条西〇〇丁目								
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 令和8年 3月 25日										
申請者 氏名(名称) 株式会社 網走市 網走市長 様 代表取締役 網走 太郎										6

【電子申請の場合】

- ① PCdesk Next の「手続き一覧」から「【宿泊税】特別徴収義務者登録申請書（新規・変更・休止再開廃止・証票関係）」を選択してください。
 - ② 【紙申請の場合】と同様に、申請画面に必要項目を入力してください。
 - ③ 申請画面に添付書類を電子ファイルで添付できる項目がありますので、P.12の添付書類を添付してください。
 - ④ 入力内容等を確認のうえ、データを送信してください。
- ※ 詳細は、eLTAX ホームページ上の「PCdesk Next ガイド【申告等】」をご確認ください。

【eLTAXホームページURL】 <https://www.eltax.lta.go.jp>



【紙申請の場合】

1 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。

【国税庁 法人番号公表サイトURL】 <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



2 「宿泊施設の営業の許可等」欄

- 旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法による届出を済ませ登録された事実が分かる書面に記載されている内容を転記してください。「種別」は、該当するものに○をしてください。

3 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称）を記載してください。
- 概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人員を記載してください。
- 営業開始した（する）日、又は徴収の便宜を有する者として指定された場合は、宿泊税特別徴収義務者指定通知書を受けた日を記載してください。

4 「共同事業者」欄

- 特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- 記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

5 「担当者連絡先」欄

- 当該申請についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の送付先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記載してください。

6 「申請者等」欄

- 申請日、申請者（特別徴収義務者）の氏名又は名称をしてください。
- ※ 最下段の「処理事項」欄には何も記載しないでください。

2 登録事項の変更等

登録事項の変更等の手続きはeLTAXの入力フォームから申請してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、市のホームページから次の申請様式をダウンロードしていただき、税務課市民税係に提出してください。

- 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（第5号様式）
- 宿泊税に係る宿泊経営休止・経営再開届出書（第6号様式その1）
- 宿泊税に係る宿泊経営廃止届出書（第6号様式その2）

（1）登録事項の変更申請

特別徴収義務者として登録している事項（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合に申請が必要となります。

登録が済みましたら「宿泊税特別徴収義務者変更通知書（第4号様式）」を送付させていただきます。

ただし、次のア～オの場合は、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の申請と新たな特別徴収義務者による新規の登録を行ってください。

- ア 営業譲渡又は相続（贈与）
- イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 分割等による新法人への業務移管
- エ 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- オ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合

（2）経営休止・再開の届出

宿泊施設の経営を1ヶ月以上休止する場合は、事前に届出してください。また、休止期間を定めずに経営休止した場合には、経営を再開しようとするときに再開の申告を行ってください。

（3）経営廃止の届出

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出してください。

3 申請書等の添付書類及び提出期限

要件	時期	申請書等	添付書類
新たに宿泊施設の経営を始める場合	経営を開始しようとする日 前5日まで (開始しようとする日の前日から起算して5日まで)	宿泊税特別徴収義務者登録申請書 ※1	【旅館業法の場合】 ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類(写)※2 【住宅宿泊事業の場合】 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号及び建物の所在地を確認できる書類(写)※2 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写) 【個人の場合】 ・住民票(マイナンバーの記載を省略したもの)(写) 【共通】 ・宿泊約款(写)、宿泊約款がない場合は宿泊料金を記載した書面 ・経営を委託している場合は、経営委託契約書又はそれに類する書類(写) (事前にご相談ください)。
宿泊税の徴収について便宜を有する者として指定を受けた場合	指定通知を受けた日後10日まで(通知を受けた日の翌日から起算して10日以内)	宿泊税特別徴収義務者登録申請書 ※1	【個人事業者の住所に変更があった場合】 ・住民票(マイナンバーの記載を省略したもの)(写) 【法人代表者の変更があった場合】 ・法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写) 【その他変更があった場合】 ・変更内容が確認できる書類
特別徴収義務者として登録している内容に変更があった場合	変更があったとき	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書	【個人事業者の住所に変更があった場合】 ・住民票(マイナンバーの記載を省略したもの)(写) 【法人代表者の変更があった場合】 ・法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写) 【その他変更があった場合】 ・変更内容が確認できる書類
宿泊施設の経営を1ヶ月以上休止しようとする場合 ※3	休止する日の前日まで	宿泊税に係る宿泊経営休止 ・経営再開届出書	「旅館業廃止(停止)届」又は「休止のお知らせ」等 ※経営休止した日までの宿泊税も申告納入が必要です。
期間を定めずに休止したときに、経営を再開しようとする場合	再開する日の前日まで	宿泊税に係る宿泊経営休止 ・経営再開届出書	「営業許可書」又は「再開のお知らせ」等
宿泊施設の経営を廃止した場合 ※3	廃止の日から10日以内	宿泊税に係る宿泊経営廃止届出書	旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による「廃止(停止届)」又は法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写) ※経営廃止した日までの宿泊税も申告納入が必要です。

※1 共同事業者がいる場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

※2 許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届(写)もすべて添付してください。

※3 経営を1ヶ月以上休止しようとする場合又は経営を廃止した場合、その休止した日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税は、その日から1ヶ月以内に申告納入する必要があります。

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

宿泊税の申告納入期限（納入申告書の提出と宿泊税の納入期限）は次のとおりです。申告事務等を軽減する観点から、申告対象期間3ヶ月分をまとめて申告納入期限（徴収すべき期間の翌月の末日）までに申告していただく制度としています。

なお、期限後に申告、納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

徴収すべき期間	申告納入期限
12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- ※ 申告月の末日が土曜日、日曜日又は祝日等の休日に当たる場合は、その次の平日が申告納入期限となります。
- ※ 12月の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日）です。

(2) 宿泊税納入申告書

宿泊税の納入申告の手続きは、eLTAXの入力フォームから、申告納入期限（徴収すべき期間の翌月の末日）までに申告してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、市のホームページから「宿泊税納入申告書（第2号様式）」をダウンロードしていただき、税務課市民税係に提出してください。

- 申告時の添付書類として、課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された「宿泊税月計表」を添付していただきます。（記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。）

なお、eLTAXを利用する場合は、データ作成支援ソフト（特別徴収義務者向け・宿泊税）を使用することで、作成した宿泊税月計表の情報をCSVファイルとして出力することができます。

また、出力したCSVファイルを「PCdeskNext」の宿泊税納入申告手続きで読み込むことで、申告手続きを簡単に行うことができます。

- 申告すべき宿泊税額が0円の場合も納入申告書の提出をお願いします。

（3）宿泊税の納入について

eLTAXにより申告していただいた場合は、eLTAXを利用して電子納付することができます。

なお、eLTAXを利用してない方は、市から送付した「納入通知書」に申告額等必要事項を記入して、納入期限までに下記金融機関又は市役所の窓口にて納入してください。

※ 市の窓口にも手書用の「宿泊税納入申告書」、「納入通知書」を用意していますので、必要な場合は、税務課市民税係の窓口にお問い合わせください。

納入通知書による納入可能な場所

網走市役所（会計課）、網走信用金庫、北海道銀行、
北海道労働金庫、オホーツク網走農協、市内各漁協の本・支店

【電子申告の場合】↓ PCdesk Next ログイン画面

【紙申告の場合】

宿泊税納入申告書					
受付印		※ 処理 事項	発信年月日		
令和8年 9月30日			通信日付印		確認印
網走市長様					
特別徴収 義務者	住所 (所在地)	網走市〇〇条西〇〇丁目			
	氏名(名称)・代表者の氏名	株式会社 網走市 網走 太郎			
	個人番号又は法人番号	9	9	9	9
宿泊施設	所在地	網走市〇〇条西〇〇丁目			
	名称	網走うまいものホテル			
	義務者番号	1234567			
宿泊月	区分	宿泊数	道税率	市税率	税額
8年 6月	1人1泊2万円未満	1,000	100円	200円	300,000円
	1人1泊2万円以上5万円未満	300	200円	200円	120,000円
	1人1泊5万円以上	100	500円	200円	70,000円
	小計	1,400			490,000円
	課税免除	50			
8年 8月	1人1泊5万円以上	300	500円	200円	210,000円
	小計	2,000			570,000円
	課税免除	150			
	合計	5,700			2,010,000円

【電子申告の場合】

- ① PCdeskNext の「手続き一覧」から「【宿泊税】納入申告書_特例申告（定額）」を選択してください。
 - ② 【紙申告の場合】と同様に、申請画面に必要項目を入力してください。
 - ③ 入力内容等を確認し、データを送信してください。
- ※ 詳細は、eLTAXホームページ上の「PCdeskNextガイド【申告等】」をご確認ください。

【eLTAXホームページURL】 <https://www.eltax.nta.go.jp>



【紙申告の場合】

- 1 「※処理事項」欄**
 - 当該欄には何も記載しないで下さい。
- 2 「特別徴収義務者」欄**
 - 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の氏名も併せて記載してください。
 - 法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。

【国税庁 法人番号公表サイトURL】

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



- 3 「宿泊施設」欄**
 - 宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称）を記載してください。
 - 「義務者番号」欄は、「宿泊税特別徴収義務者登録通知書」に記載されている番号を記載してください。当該番号で管理しているため、必ず記載してください。
- 4 「申告内容」欄**
 - 「宿泊月」欄には、徴収すべき年・月を記載してください。
 - 「宿泊数」欄には、該当する税率又は課税免除欄に宿泊数を記載してください。
 - 「税額」欄には、該当する税率に宿泊数を乗じた税額を記載してください。

【月計表】 ※ 記載事項を満たしていれば任意の様式で結構です。

月計表

義務者番号	1234567
宿泊施設名	○○ホテル

日付	宿泊数 (泊)					合計
	宿泊料金が2万円未満	宿泊料金が2万円以上5万円未満	宿泊料金が5万円以上	課税免除		
1	30泊	10泊	3泊	5泊	48泊	1
2	60泊	5泊	3泊	5泊	73泊	2
合計 (泊)	1,000泊	300泊	100泊	50泊	1,450泊	
税率 (円)	300円	400円	700円			
税額 (円)	300,000円	120,000円	70,000円		490,000円	

1 課税区分

課税対象（宿泊料金が2万円未満、2万円以上5万円未満、5万円以上）及び
課税免除に区分

2 宿泊年月日毎の宿泊数

各年月日毎の宿泊数を記載してください。



【電子納付の場合】

- ① PCdesk (Web版) のメインメニューから「納税メニュー」→「電子申告連動」を選択してください。
- ② 「納付対象申告一覧」からPCdeskNextで電子申告した対象を選択していただくと『納付・納入金額一覧』が表示されますので、内容を確認し送信してください。
- ③ 「納税メニュー」に戻り、「納付情報の確認・納付」を選択していただくと『納付情報一覧』が表示されるので、電子納税を行いたい対象を選択してください。
- ④ 「納付方法選択」画面が表示されますので、納付方法を選択してください。

※ 詳細は、eLTAXホームページ上の「共通納税」をご確認ください。

【eLTAXホームページURL】 <https://www.eltax.lta.go.jp>



納入通知書 兼 領収証書			納付書			領収済通知書		
① 令和 8 年度		第 号	令和 8 年度		第 号	令和 8 年度		現年度
50 歳入歳出外現金			50 歳入歳出外現金			50 歳入歳出外現金		
納入者	住所	網走市〇〇条西〇〇丁目	納入者	住所	網走市〇〇条西〇〇丁目	納入者	住所	網走市〇〇条西〇〇丁目
	氏名	株式会社 網走市		氏名	株式会社 網走市		氏名	株式会社 網走市
②	網走うまいものホテル	様	②	網走うまいものホテル	様	②	網走うまいものホテル	納
収入	款	03 宿泊税	収入	款	03 宿泊税	収入	款	03 宿泊税
	項	01 宿泊税		項	01 宿泊税		項	01 宿泊税
	目	01 現年		目	01 現年		目	01 現年
科	節		科	節		科	節	
目	細節		目	細節		目	細節	
金額	③ ¥999,999※		金額	¥999,999※		金額	¥999,999※	
納入期限	令和 年 月 日		納入期限	令和 年 月 日		納入期限	令和 年 月 日	
納入	・網走市役所(会計課) ・網走信用金庫、北海道銀行、 ・北海道労働金庫、オホーツク網走農協、 市内各漁協の本・支店		所管係名(必ず記入)	事由(領入は必ず記入)		所管係名(必ず記入)	事由(領入は必ず記入)	
			歳入歳出外	⑤ 4,5 月分宿泊税		歳入歳出外	4,5 月分宿泊税	
				義務者番号 (99999999)			義務者番号 (99999999)	
上記のとおり納入してください。	上記のとおり領収しました。		納付場所			上記のとおり納入します。		
④ 令和 8 年 6 月 30 日 網走市長 水谷 洋一	領収日付印			領収日付印		本書のとおり納入した ので通知します。	領収日付印	
領収書は5年間大切に保管してください。 固定コード (納付者保管)						網走市会計管理者 様		
						固定コード		
						取りまとめ金融機関→総括店 網走信用金庫本店 (網走市保管)		

【紙納入の場合】

- ① 「年度」欄
納入する年度を記載してください。
- ② 「納入者」欄
宿泊施設の所在地・名称を記載してください。
- ③ 「金額」欄
納入税額を記載してください。
※ 金額の頭に「¥」を記載してください。
- ④ 「納入日」欄
納入日を記載してください。
- ⑤ 「事由」欄
宿泊税の期別・義務者番号を記載してください。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を失ったことについて、天災、火災、盗難等避けることのできない理由があると認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

(2) 申請の手続

納入義務の免除の手続きはeLTAXの入力フォームから申請してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、市のホームページから「宿泊税還付・納入義務免除申請書（第7号様式）」をダウンロードしていただき、税務課市民税係に提出してください。

(3) 還付

(2)の場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

【納入義務の免除、還付の理由となる例】

- ◇ 納税者が破産、整理等の法的手続きを入り支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ◇ 紳税者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ◇ 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(4) 還付金の充当

納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に未納の徴収金がある場合、還付する額をこれに充当することができます。

(5) 納入義務免除・還付を受けようとする方

納入義務の免除・還付の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細については、税務課市民税係にお問い合わせください。

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内とされています。

(3) 請求の手続

更正の請求の手続きは、eLTAXの入力フォームから申請してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、市のホームページから「更正請求書」をダウンロードしていただき、理由を明記の上、税務課市民税係に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。

そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の皆さんには、帳簿の記載及び保存、書類の作成及び保存をしていただく必要があります。

(1) 帳簿・書類の記載・保存

網走市宿泊税条例の規定により、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内において保存しておく必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存しているときには、電磁的記録を保存する必要はありません。

なお、宿泊税の申告書に添付する月計表（又はそれに代わるもの）を、「帳簿」として保存することができます。

区分	記載事項	例
帳簿	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など
書類	宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの	契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料

(2) 帳簿保存期間

納入申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで

(3) 書類保存期間

納入申告書の提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで

(4) 電磁的記録による保存等

上記の帳簿・書類について、特別徴収義務者の方が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成すること等、網走市宿泊税条例・施行規則に定める要件を満たす場合は、電磁的記録による保存をもって、帳簿・書類の作成、保存に代えることができます。

帳簿、書類の保存義務等違反については、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が設けられておりますので、ご留意ください。

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、市の職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行います。

調査を行う際は、事前にご連絡しますので、公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

3 更正・決定

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、申告されている場合は税額更正の、申告されていない場合は決定の行政処分を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼納入（納付）告知書（第9号様式）」により、納付すべき税額及び納付期限を通知しますので、添付する「納入通知書」により、期限までに納付してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

（1）過少申告加算金

提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。 【更正による不足税額の10%】

※不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

（2）不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき。 【申告税額の15%】

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき。 【決定税額の15%】

③ ①②の場合について、更正があったとき。 【更正による不足税額の15%】

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。

【申告税額の5%】

（注1）①～③の場合で、納入すべき税額が50万円を超えるときは、納入すべき税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分について、さらに5%が加算されます。加えて、納入すべき税額のうち、300万円を超える部分については、さらに10%が加算されます。

（注2）①～③の場合で、短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

○ 不申告加算金の不適用

④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 過少申告加算金に関するもの | 【過少申告加算金10%に代えて35%】 |
| ② 不申告加算金に関するもの | 【不申告加算金15%に代えて40%】 |

(注) 短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

(1) 納入期限後の延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%（納入期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算します。

(2) 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%（更正・決定により新たに指定した納入期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額となります。

(注1) 延滞金を算定する場合、滞納額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、その全額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

(注2) 納入期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの延滞金の割合については、延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合（上限：年7.3%、下限：年2.1%）が適用されます。納入期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限：年14.6%、下限：年8.4%）が適用されます。

6 審査請求

市が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、市長に対して審査請求をすることができます。

（1） 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除
- 納入義務免除（還付）の決定

（2） 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内にしなければなりません。

（3） 手続

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、市長に対して提出してください。

この場合、審査請求書は、税務課市民税係を経由して提出してください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となります。

- 税の名称表示は日本語表記で「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」で統一してください。
- 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合も、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。
- 道宿泊税と市宿泊税を併せて表記する場合は、合算額を表記していただいてもかまいません。

《例1》 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定のとき

◆内訳に宿泊税額を計上する場合

領 収 書		
○年○月○日		
○○ ○○ 様		
日 付	項 目	金 額
○月○日	客室料金 I	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	宿泊税	300 円
	合 計	11,300 円

但し○月○日～○月○日（1泊）1名分宿泊費として

上記、正に領収いたしました。

網走市○○条西○○丁目
網走うまいものホテル

収入
印紙

◆宿泊税額を別に計上する場合

領 収 書		
○年○月○日		
○○ ○○ 様		
日 付	項 目	金 額
○月○日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	合 計	11,000 円

上記のほか、宿泊税額 300 円領収しました。

但し○月○日～○月○日（1泊）1名分宿泊費として

上記、正に領収いたしました。

網走市○○条西○○丁目
網走うまいものホテル

収入
印紙

《例2》 客室料金に宿泊税額を含める料金設定のとき

領 収 書		
○年○月○日		
○○ ○○ 様		
日 付	項 目	金 額
○月○日	客室料金	11,300 円
	合 計	11,300 円

上記料金には、宿泊税 300 円が含まれております。

但し○月○日～○月○日（1泊）1名分宿泊費として

上記、正に領収いたしました。

網走市○○条西○○丁目
網走うまいものホテル

収入
印紙

2 宿泊税特別徴収義務者交付金

(1) 交付の目的

宿泊税特別徴収義務者交付金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税の特別徴収事務の特殊性に鑑み、宿泊税の申告納税制度の円滑な運営に資するため、毎年度、予算の範囲内において交付するものであり、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付対象期間及び交付時期

宿泊税における、当該交付金の交付対象期間は、4月から翌年3月までに納入した分とし、その交付時期は、交付対象期間の末日の属する会計年度の翌年度の10月中を予定しています。

(3) 交付の基準及び交付率

納期限までに納入した額に100分の2.5（令和13年度交付分までは100分の3.5）を乗じて得た額

なお、交付金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて交付します。

(4) 口座振込依頼書

交付金は口座への振り込みとなります。

口座振込依頼書は、e L T A Xの入力フォームから提出いただくことが可能です。

なお、e L T A Xをご利用できない場合は、市のホームページから「口座振込依頼書」をダウンロードしていただき、税務課市民税係に提出してください。

3 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先

特別徴収義務者の登録申請受付開始は令和7年12月を予定しております。

問い合わせ先
〒093-8555
網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所 税務課市民税係
TEL : 0152-67-5408
E-mail : ZUSR-KS-ZEIMU-SHIMIN@city.abashiri.hokkaido.jp